

平成 28 年 11 月 21 日
東京都第三者管理協議会

宿舎費ガイドライン

外国人家事支援人材が在留中に宿泊する住居については、事業実施区域を含む都道府県内（認定区域計画において別途定めた区域がある場合には当該区域内）において、特定機関が確保しなければならないが、外国人家事支援人材から宿舎費を徴収する場合には、一人当たりの専有面積が社会通念上相当とされる程度の面積を有していることに配慮した上で、以下の点に留意しなければならない。

- 1 宿舎費の額は、備え付けられている家具、電気製品や什器、電気・ガス・水道等諸経費の負担の有無等を勘案した上で、近隣の同程度のアパート等の賃借料相場を超えないこと。
- 2 宿舎費の額、内訳及び計算方法について、外国人家事支援人材本人に十分説明し理解を得ること。
- 3 一戸の住宅を複数の外国人家事支援人材の宿舎とする場合の一人当たりの宿舎費の額は、当該一戸の住宅について、上記 1 により算出した額を人数で除した額を超えないこと。
- 4 外国人家事支援人材への宿舎貸与に当たっては、備品故障時の修理費用負担や退去時の原状回復費用負担、火災保険等が付保されている場合の費用負担など、帰国までに発生が見込まれる各種経費に関する負担割合について、事前に取り決めておくこと。
- 5 電気・ガス・水道等諸経費についても外国人家事支援人材が使用した実費を超えないこと。